

男鹿市告示第114号

男鹿市食育推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年8月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市食育推進計画策定委員会設置要綱  
(設置)

第1条 市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で過ごすための食育推進計画策定に関し、市民の意見を反映させるため、男鹿市食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。  
(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、市長に答申するものとする。  
(1) 食育推進計画案の策定に関する事項。  
(2) 食育推進計画推進の見直しに関する事項。  
(3) 前2号に掲げるもののほか食育推進計画策定に必要な事項に関する事項。

(委員)

第3条 委員会の委員は次の掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校・幼稚園・保育園関係者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業・漁業関係者
- (5) 健康づくりに関する活動を行っている者及び団体の構成員

- (6) 子育てに関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (7) 食育に関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることがある。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をひとり置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等にともない新たに組織された会議が最初に開催される場合は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子育て健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。